



NAFTA 再交渉 「近代化」が第一の目的

USTR 草案を踏まえ経営者が持つべき視点

2017.6

(日経ビジネスオンライン 2017 年 6 月 14 日掲載寄稿記事)

2017 年 5 月 18 日、米国通商代表部 (USTR) のライトハイザー代表は米国、カナダ、メキシコの間で締結している北米自由貿易協定 (NAFTA: North American Free Trade Agreement) の再交渉を行う意向を議会に正式に通知した。当該通知は交渉開始の 90 日前に行うことが求められていることから、早ければ 2017 年 8 月中に NAFTA 再交渉が正式に開始される。

米国とメキシコによる“紛争”一色のようにも言われるが…

NAFTA 再交渉を米国とメキシコによる“紛争”一色のように捉える報道も見られるが、事実は少し異なる。

NAFTA が発効したのは 1994 年。今から 25 年近くも前のことであり、技術革新など時代の変化に対応していないことから、NAFTA を「近代化する」というのが再交渉の第一の目的である。

この点に関しては米国、メキシコ間の意見も一致するところであり、例えば e コマースに代表される「デジタル貿易」に関する規定を新設することなどが想定されている。他方、米国の第二の目的として、やはりトランプ大統領も選挙期間中から対メキシコの貿易赤字を問題視する旨を繰り返し発言してきたように、メキシコからの輸入条件を現在より不利にする意図があることも確かである。

「中国からの輸入を拡大させない」のも米国の目的の一つ

同時に、NAFTA 域外国、特に中国からの輸入をこれ以上拡大させないことも米国の第三の目的となっていることに注目する必要がある。中国は NAFTA 締約国ではないため、NAFTA の規定は直接には適用されないが、協定の改定内容次第では域外国からのアクセスの障壁を構築することができる。

2017 年 3 月末、USTR は正式通知に先立って NAFTA 再交渉のための「草案」を議会に提出した。草案には関税、原産地規則、サービス貿易、投資、政府調達、貿易救済措置、デジタル貿易等の幅広い分野に亘る論点が掲載されている。

図 1: 米国の NAFTA 再交渉の草案(2017 年 3 月末)の概要

- 2017年3月末、米国政府がNAFTA再交渉のための草案を議会に提出
- 2017年5月18日に提出された通知からは詳細論点が削除されたものの、草案は米国の意向を表すと推定

米国の一方的な要望となり得る項目		新時代に対応するルール(注)	
物品の貿易	米国産品の輸出機会の拡大、ライセンス等の貿易障壁の除去、繊維製品市場の相互アクセスの確保 公平な課税措置の確保	知的財産	国際ルール(WTO、WIPO等)を基礎とした知的財産保護強化のルールの導入
農業	米国の農産品に対する障壁(ライセンス、関税割当、バイオテクノロジーに対する障壁等)の除去	投資	投資関連措置の透明性の確保と措置を導入する前の意見聴取の機会の確保 ISDS制度の維持と改善
原産地規則	米国の雇用と生産を守るための迂回防止措置の検討	デジタル貿易	デジタル製品への関税の不賦課の規律の導入 国境を越えたデータ移転に関する規制の縮小、データサーバのローカライズ要求の禁止
サービス貿易	米国企業のためのサービス貿易の更なる自由化(金融及び通信サービスの規律の導入を含む)	基準・認証制度	事前の意見交換メカニズムの構築を含めた規制調和の促進 必要以上の認証、試験プロセスの廃止
政府調達	米国企業への政府調達の開放範囲の拡大	国有企業	国有企業による貿易歪曲効果の除去、市場歪曲的な行為を助長するための補助金の撤廃
貿易救済措置	NAFTA締結国からの輸入増加が国内産業に影響を与えた場合の暫定的なセーフガード措置の発動 AD税及び相殺関税に関する紛争手続きを規定するNAFTA19条の削除	汚職防止	国際的な貿易や投資に影響を与える汚職の防止のための高い基準と国内規制の導入
		労働	国際的に認識されている労働権を保護するためのメカニズムの導入

注: 草案には詳細な論点が記載されておらず、今後の議論の内容によってはステイタスが変化する可能性がある
出所: USTR 資料よりデロイトトーマツコンサルティング作成

冒頭 5 月の正式通知においては個別論点への言及を避け、デジタル貿易、知的財産権、規制の慣行、国有企業、サービス、通関、衛生植物検疫措置(SPS)、労働、環境、中小企業という項目名のみを挙げ、これら項目を新設又は更新することによって「NAFTA を近代化する」と記載するに留めている。

しかしながら、3 月に提出された草案には米国の意向が反映されていると推定されることから、本稿では草案において示された論点を中心に NAFTA 再交渉のビジネス影響について解説する。

なお、今後は 7 月半ばまでに米国政府から詳細な交渉論点が提出されることとなる。

【関税】米国からの輸出品も NAFTA で恩恵、交渉は単純ではない

前述のとおり、トランプ大統領は選挙期間中から対メキシコの貿易赤字を問題視する旨を繰り返し発言してきた。3月に提出された草案においても、NAFTA 再交渉によって米国製品の更なる市場アクセスの拡大を目指すとしている。

この点に関しては、メキシコ産の自動車も NAFTA の低関税を生かして米国に輸出され、米国産の自動車のシェアを圧迫していることや、米国製造業の雇用を奪っていることをトランプ大統領も再三にわたって主張してきた。NAFTA 再交渉においても米国から関税について何らかの条件が提示される可能性が高い。

ただしこの一方で、米国もまた、カナダ、メキシコへの輸出において NAFTA の恩恵を受けていることを忘れてはならない。図 2 によると、例えば 5トン以下の貨物自動車について、米国からカナダに対しては年間約 6.7 兆ドルもの規模で輸出されている。

図 2 NAFTA の活用メリットが大きい品目の例

分析: Trade Compass™			輸入額 (US\$B)	MFN レート	NAFTA レート
輸入国	輸出国	品名	(2014年)	(2016年)	(2016年)
アメリカ	カナダ	強力系(ナイロン等)	191	8.8%	0%
		男性用ジャケット	53	17.5%	0%
	メキシコ	Tシャツ(綿製)	362	16.5%	0%
		陶磁製品(建設用)	263	8.5%	0%
カナダ	アメリカ	貨物自動車(5t以下)	6,748	6.1%	0%
		糖類	17	11%	0%
	メキシコ	貨物自動車(5t以下)	1,619	6.1%	0%
		革靴	7	18%	0%
メキシコ	アメリカ	果糖水	364	125%	0%
		乗用自動車用タイヤ	523	15%	0%
	カナダ	じゃがいも(冷凍)	43	20%	0%
		細幅織物	57	10%	0%

出所: UN Comtrade データ、Trade Compass よりデロイトトーマツコンサルティング作成

NAFTA によって無税で輸出できているものの、NAFTA(又はその他の自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement))がなければ世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)の最恵国(MFN: Most Favored Nation)税率である 6.1%の関税が賦課されることとなる。米国からメキシコに輸出する乗用車用タイヤについても同様に、NAFTA によって無税になっているものの、NAFTA(又はその他の FTA)がなければ 15%の関税が賦課されることとなる。

報道では「米国への輸入品に対する関税を上げる」という米国側の主張ばかりが目立ちがちであるが、米国からの輸出品も NAFTA の恩恵を受けており、米国が関税を上げると主張すればメキシコ、カナダもそれに対応して関税を上げる可能性がある。交渉は単純ではない。

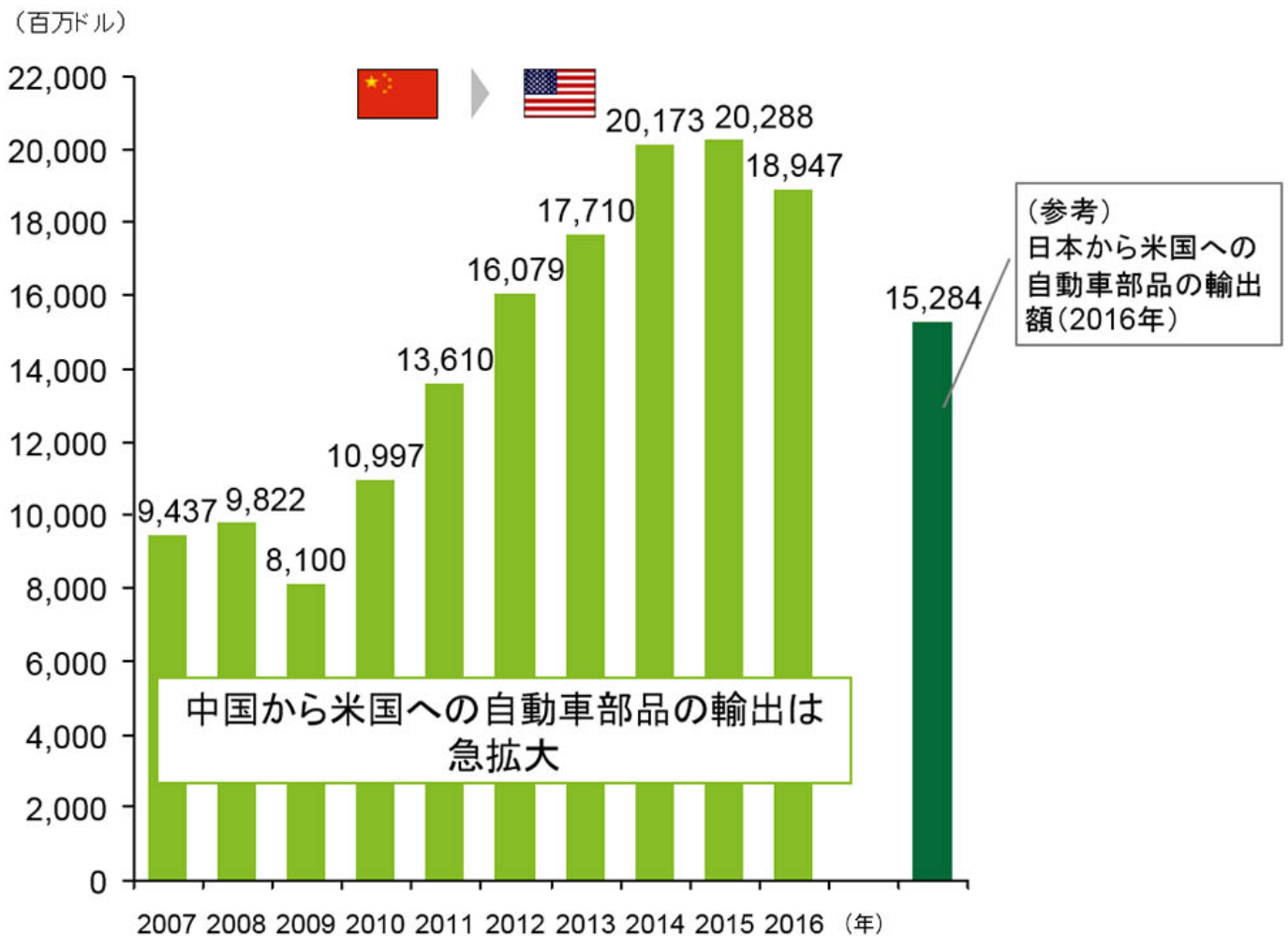
【原産地規則】再交渉によりサプライチェーン見直しを迫られるかも

関税と並んで米国の関心が高いとされているのは「原産地規則」である。NAFTA の原産地規則は原則として関税分類変更基準が採用されているが、自動車については NAFTA の特惠関税率を適用される条件として 62.5%の域内付加価値率を満たすことが求められている。この原産地規則について、草案では「迂回防止のルールを検討する」としている。

つまり、中国をはじめとする NAFTA 域外国で製造された部品が米国、カナダ、メキシコで最終製品に組み立てられて輸出されることにより NAFTA の低関税の恩恵を受ける、といった事態を避けるための規定の導入を意図している。

背景として、米国産業の中国依存は年々強まっており、中国から米国への輸出額は、中国が WTO に加盟した 2001 年の約 4 倍に膨れ上がり、いまや米国の貿易赤字の約半分(3,470 億ドル=約 39 兆円)は中国によるものだ。自動車部品を例にとった場合も、図 3 のとおり中国から米国への輸出は 10 年間で急拡大しており、2016 年時点では日本からの輸出額よりも規模が大きい。

図 3: 中国から米国への自動車部品輸出額



出所: UN Comtrade よりデロイトトーマツ コンサルティング作成

「原産地規則」なら、ルール改定の手間は比較的少ない

仮に NAFTA で約束した関税率を改定する場合、前述のとおり締約国の複雑な利害が絡み合うなかで各国 1 万品目にも及ぶ関税の「譲許表」(品目の関税率の撤廃・削減のスケジュールを示した表)を改定することになり、交渉に多大な手間と時間を要することになる。

他方で、原産地規則という一律ルールの改定であれば、極論、協定の文言を数行分変更するだけでトランプ大統領が掲げる「Buy American, Hire American」の実現に近づく。このため、原産地規則の改定が NAFTA 再交渉の主要な論点のひとつとなる可能性が高いとする見方が多い。例えば、自動車の原産地規則に「乗用車に関連する品目について、米国が譲許した特惠関税率を適用

する条件を NAFTA 域内付加価値 62.5%、“かつ米国内での付加価値 50%以上であるものに限る”といった条件を加えることで米国の意向が実現できるであろう。

たとえ日本が直接のターゲットでなかったとしても、原産地規則の改定は北米地域でビジネス展開する日系企業のサプライチェーンに影響を及ぼす可能性が高く、今後の議論を見据えた備えが必要になる。

(当社レポート「[トランプ政権始動、「NAFTA 再交渉の経済影響」](#)参照)

【政府調達】議論の俎上に載る可能性は高いものの、妥結は困難か

「Buy American, Hire American」の観点からは政府調達(中央・地方政府の諸機関によるモノや各種サービスの購入)も注目される。現在、米国では連邦政府等の調達において米国製品の購入・使用を義務づける「バイアメリカン条項」が存在しているが、WTO の政府調達協定加盟国や米国と FTA(自由貿易協定)を締結した国に対しては、この「バイアメリカン条項」の適用が免除されている。3月に提出された草案においては、NAFTA 締約国に対して「バイアメリカン条項」を免除しないこと、米国産品、サービスに対する更なる政府調達市場の拡大が記されている。

ただし、NAFTA の政府調達章では、WTO の政府調達協定と同様に締約国が開放の対象とする機関、基準額等を限定して列挙するポジティブリスト方式を採用しており、米国には地方政府機関を開放の対象としていない等の「守り」の面もある。実際に、カナダは NAFTA 再交渉において米国の政府調達の開放範囲の拡大を要望しており、カナダ、メキシコが米国の一方的な主張だけを受け入れるとは想定しがたい。このため、政府調達に関しては議論が平行線をたどり、結果として新たな内容は約束されない可能性もある。再交渉の合意内容が現状より「後退」しない限りは、日系企業に悪影響はない。

【セーフガード措置】北米市場へのアクセス障壁となる可能性

3月の草案において米国は、NAFTA 締約国からの輸入増加が国内産業に影響を与えた場合に暫定的なセーフガード措置(輸入制限措置)の発動を可能とするよう提案している。

セーフガードは WTO 協定に基づく措置であり、特定品目の輸入の急増が国内産業に重大な損害を与えている場合に、損害を回避するため、輸入国を特定せずに関税の賦課又は輸入数量制限を行うものである。NAFTA においては、WTO 協定に従ってセーフガード措置を発動する場合、原則的には NAFTA 締約国を除外し、NAFTA 締約国からの輸入のシェアが直近 3 年間で上位 5 位以内であること等の限定的な状況においてのみ、事前の協議を経た上で NAFTA 締約国に対してもセーフガード措置が発動できる旨を定めている。

セーフガード措置が発動されれば、日本企業にとっても打撃

米国の提案は、事前の協議を経ずに自国の判断でカナダ、メキシコに対して暫定的なセーフガード措置の発動を可能とするものである。多くの FTA では、NAFTA とは異なり、FTA 締約国に対してのみ発動可能なセーフガード措置が規定されている。米国はこれと類似の規定を NAFTA に導入することを想定している可能性がある。

ただし、NAFTA オリジナルのセーフガード規定を導入した場合、一般的には米国のみならずカナダ、メキシコも同じ条件で米国に対してセーフガード措置を発動できることとなる。米国に一方的に有利な条件でなければカナダ、メキシコも規定の導入に合意する可能性があり、実際にセーフガード措置が発動されれば、北米地域で事業活動を行う日本企業にとっても同市場へのアクセスの障壁となる。

【デジタル貿易】個人情報やクラウドを活用した、IoT 関連サービス展開のチャンスが拡大

草案では、デジタル製品への関税の不賦課、国境を越えたデータ移転に関する規制の制限やデータサーバのローカライズ要求の禁止などを提案している。同様の規定が FTA に取り入れられるようになったのは最近のことで、近年では 2016 年に発効した日モンゴル経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)や 2016 年 2 月に署名された TPP(環太平洋パートナーシップ)において取り入れられている。

特に後者の 2 つの規定については、規制があることでデータサーバのローカライズ情報の格納場所を特定しないことに特徴があるクラウドサービスの活用を妨げたり、複数国を移動する消費者(旅行者、出張者等)に対してシームレスにサービスを展開することが必ずしも容易でないなどの障壁となっている。

NAFTA で規制の導入を禁止又は制限することによって、不要なサーバ設備投資運営コストが排除できるほか、電子的手段による国境を越えるビジネス目的の情報の移転が可能になるなど国境を跨いだ IoT 関連サービスのビジネスチャンスが拡大する。TPP の合意内容から逸脱しない限りカナダ、メキシコも受け入れが可能と想定され、規定が導入されれば北米地域でビジネス展開をする日本企業にとっても好影響が及ぶこととなる。

【国有企業】国有企業が競合となる場合／国有企業から調達する場合の双方で事業環境が改善

草案では国有企業による貿易歪曲効果(障壁がなければ、本来実現されたはずの貿易が阻害された結果)の除去、国有企業が商業原理に従って行動することの確保、市場歪曲的な行為を助長するための補助金の撤廃等が提案されている。国有企業について

は、多国間の FTA としては初めて TPP で規定が導入された。TPP では、国有企業による無差別待遇と商業的考慮、政府等による非商業的な援助によって他の締約国へ悪影響を与えてはならないこと等が規定されており、草案の内容もこれに類似している。

TPP の合意内容から逸脱しない限りカナダ、メキシコも規定の受け入れが可能であると想定される。TPP と類似の規定が NAFTA で導入されれば NAFTA 域内の国有企業との間で公正な競争条件が整備されることとなり、日本企業にとっては締約国の国有企業が競合となる場合／国有企業から調達する場合の双方において好影響となる。なお、メキシコは、TPP においてメキシコ連邦電力庁、PEMEX (Petroleos Mexicanos)、国家天然ガス管理センター、メキシコ公共事業銀行等を規定の例外としており NAFTA においても例外とする可能性があるが、仮にこれら企業が例外扱いをされたとしても日本企業が置かれた競争環境が現状より悪化するものではない。

以上が現時点で米国の草案から予測される NAFTA 再交渉のビジネス影響の一例であるが、様々な要因が絡み合いながら利害関係も変化しているなかで、今後の状況については予断を許さない。

経営が意識すべきことは、ビジネスの柔軟性の確保

激変する国際情勢において経営が意識すべきことは、ビジネスの柔軟性の確保である。2017 年以降の経営のキーワードは、「所有」から「利用」へのビジネスの転換だ。換言すれば、「固定費」型から「変動費」型へのシフトによるリスク軽減である。

具体的には、例えば製造業においては、中期的な減価償却を前提とする自社工場設立や大型設備投資ではなく外部の生産受託サービスを活用する。これにより、短期的なコスト増を甘受しつつも、各国の保護主義による稼働リスクを回避することが可能だ。また、バックオフィス機能においても間接部門の自社採用ではなく、積極的に外部のシェアードサービスを活用することで、事業規模の柔軟な変更を可能とすることができる。

NAFTA 再交渉の進展によっては、今後、メキシコ、カナダにとどまらず中国や日本からも米国市場へのアクセス条件が悪くなる可能性があり、これに併せて企業の中期経営計画の見直しも必須となるだろう。企業に求められる通商インテリジェンスのレベルは、これまでにないほど高くなっている。

著者



羽生田慶介 / Hanyuda, Keisuke

デロイトトーマツ コンサルティング 執行役員 / パートナー
レギュラトリストラテジー リーダー

経済産業省で日 ASEAN 経済連携 (EPA) 交渉に従事した後、キヤノン、A.T. カーニーを経て現職。経営戦略・事業戦略の豊富なコンサルティング経験と規制制度に関する深い理解を背景に官民のルール形成やロビイング支援に注力している。多摩大学 ルール形成戦略研究所 客員教授。



福山 章子 (ふくやま あやこ)

デロイトトーマツ コンサルティングレギュラトリストラテジー
シニアアソシエイト

経済産業省 (通商政策局、産業技術環境局) を経て現職。主に WTO 交渉、WTO 紛争、アジア諸国との相互承認協定 (MRA) 交渉に従事。日経産業新聞『TPP をどう活用すべきか (15 回連載)』に寄稿

デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社

レギュラトリストラテジー

執行役員 / パートナー 羽生田 慶介

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

www.deloitte.com/jp/dtc

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.